

社 勞 連 第 5 3 号
平成 2 2 年 2 月 1 2 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

旧保険証の使用期限の周知広報の協力について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、全国健康保険協会理事長より当職あて、別添「旧保険証の使用期限について」のとおり、周知に関する協力依頼（別添参照）がありました。

当該文書では、昨年 6 月から 9 月末にかけて切換を行っていた旧政府管掌健康保険の健康保険被保険者証の使用期限が、本年 3 月 3 1 日までとなる旨、都道府県社会保険労務士会等への周知をお願いする内容となっております。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会より会員あてご周知をいただきますようお願い申し上げます。

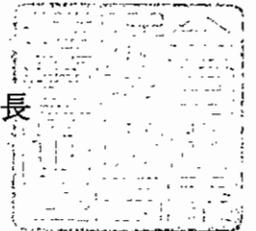
謹白

(担当：総務部企画課)

協発第 0205003 号
平成 22 年 2 月 5 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

全国健康保険協会理事長



旧保険証の使用期限について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月から9月末にかけて、旧政府管掌健康保険の健康保険被保険者証（オレンジ色、以下「旧保険証」という。）をお持ちの加入者を対象に、当協会発行の新しい健康保険被保険者証（水色）への切替を行いました。

今般、旧保険証を保険医療機関、保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の窓口で使用できる期限を本年3月31日までとする旨、厚生労働省保険局保険課長より通知されましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県社会保険労務士会等に対する周知方、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

なお、後日、当協会において広報用のポスターを作成し、貴連合会及び都道府県社会保険労務士会あてお送りする予定としております。